

平成25年9月 井手町

# 9月定例会会議録

井手町議会

平成25年9月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月20日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	8
一般質問	8
中坊 陽議員	8
1 JR奈良線複線化負担金について	
2 大学との連携について	
3 全国学力テストについて	
岩田 剛議員	13
1 白坂開発の本町に与える効果について	
2 各種文化財の収納庫の設置について	
岡田久雄議員	17
1 高齢者への肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成について	
2 行政や地域、学校、家庭における防災力の向上について	
3 期日前投票の簡素化について	
西島寛道議員	23
1 海外派遣事業について	
2 集中豪雨における天井川の防災対策について	
木村武壽議員	27
1 教育委員会の在り方について	
2 戸籍謄本不正使用について	
谷田 操議員	30
1 多賀地区の農業用水確保について	
2 最低賃金の改定について	

3	国の公共工事設計労務単価変更に基づく特別措置について	
4	生活保護基準引き下げの影響について	
報告第11号	専決処分の報告について	36
議案第37号	井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件	37
議案第41号	工事請負契約について同意を求める件	37
議案第42号	財産取得について同意を求める件	41
議案第43号	財産取得について同意を求める件	42
議案第30号	井手町玉川の水質保全条例制定の件	44
議案第33号	平成25年度井手町一般会計補正予算（第2回）	45
議案第34号	平成25年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第1回）	51
議案第35号	平成25年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1回）	52
議案第36号	平成25年度井手町公共下水道事業特別会計補正予 算（第1回）	53
散会		55
署名議員		56

## 第 2 号（9月30日）

応招・不応招議員		57
出席・欠席議員		57
出席事務局職員		57
出席説明員		57
議事日程		59
開会		60
会議録署名議員の指名		60
議案第30号	井手町玉川の水質保全条例制定の件	60
議案第31号	井手町税条例の一部を改正する条例制定の件	62
議案第32号	井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制 定の件	65
議案第44号	平成25年度井手町一般会計補正予算（第3回）	67
平成24年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意		

見書並びに財政健全化審査意見書等について……………	70
議案第38号 平成24年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件……………	73
議案第39号 平成24年度井手町水道事業会計決算認定の件……………	73
議案第40号 平成24年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決 算認定の件……………	73
平成24年度城南土地開発公社決算に関する報告書について……………	75
発議第1号 道州制導入に反対する意見書……………	75
議員派遣について……………	78
閉会中の継続調査の申し出について……………	78
閉会……………	78
署名議員……………	80

第 1 号 (平成 2 5 年 9 月 2 0 日)

会 議 録

定 例 会

(開会)

平成25年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成25年9月20日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成25年9月20日午前10時35分 議長 村田忠文

閉会 平成25年9月20日午後 2時50分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	岩田	剛	7番	古川	昭義
----	----	---	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田村喜代一	議会書記	乾 浩朗
議会書記	寺井 佳孝	議会書記	菱本 嘉昭

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
-----	-------	-------	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	西島 栄治
理事兼保健医療課長事務取扱	加賀山 睦	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長 兼 務	藤林 学	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼務 自然休養村管理センター館長兼務	池田 清隆
企 画 財 政 課 長	脇本 和弘	税 務 課 長	中島 一也
住 民 福 祉 課 長	嶋田 昌弘	高 齢 福 祉 課 長	花木 秀章
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	奥山 英高	建 設 課 参 事	畑中 智博
産 業 環 境 課 長	宮崎 光	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	山口 敏彦
学 校 教 育 課 長	小川 淳一	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	木村 坂次
学校給食センター所長	藤崎 裕司		

#### 議 事 日 程

別紙のとおり

#### 会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

#### 会 議 の 経 過

別紙のとおり

# 平成25年9月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第1号〕

平成25年9月20日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第11号 専決処分の報告について
- 第6 議案第37号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件
- 第7 議案第41号 工事請負契約について同意を求める件
- 第8 議案第42号 財産取得について同意を求める件
- 第9 議案第43号 財産取得について同意を求める件
- 第10 議案第30号 井手町玉川の水質保全条例制定の件
- 第11 議案第33号 平成25年度井手町一般会計補正予算（第2回）
- 第12 議案第34号 平成25年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 第13 議案第35号 平成25年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第14 議案第36号 平成25年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）



## 議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦勞さんでございます。

平成25年9月定例会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

各議員には公私ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は汐見町長より9月定例町議会が招集されました。提案されております各議案につきましては、慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待します。

秋を迎えるとはいえ、まだまだ暑い日が続いておりますが、議員並びに理事者各位におかれましては、体調管理に十分注意をいただきますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成25年9月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、5番、岩田 剛議員、7番、古川昭義議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から10月1日までの12日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月1日までの12日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件3件、平成25年度補正予算4件、同意案件4件、平成23年度決算認定の件3件、専決処分  
の報告案件1件、並びに一般質問は6名であります。

なお、本日の会議につきましては、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでございます。この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成25年度もはや6カ月になろうとしております。既に普通交付税や臨時財政対策債をあわせた実質交付税の配分額が7月23日に決定をし、町税につきましても年間収入見込み額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における平成25年度の財政見通しにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、実質交付税の配分額であります。普通交付税は約13億4,200万円、前年度に比べ約1,500万円、率にして1.1%の増、臨時財政対策債は約1億9,400万円、前年度に比べ約400万円、率にして2%の減、計約15億3,600万円、前年度に比べ約1,100万円、率にして0.7%の微増となっております。

なお、微増の理由であります。人件費で削減努力をしてきた市町村に重点配分される地域の元気づくり推進費の創設により、約2,500万円が加算されたことが主な要因でありまして、前年度と比較してマイナスとなることなく交付税が確保できたのも、行政改革に早くから取り組んできた成果であると考えております。

また、町税の年間収入見込み額であります。個人住民税や固定資産税の落ち込み等によりまして、町税全体で約8億3,000万円程度、前年度との決算額と比べまして約4,000万円、率にして約4.6%程度の減収となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第30号、井手町玉川の水質保全条例制定の件ほか14件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第30号は、玉川の自然環境や流域の里山の景観を次世代に継承するため、玉川の水質を保全するための条例の制定であります。

議案第31号及び議案第32号は、いずれも地方税法施行令の一部改正等に伴う条例の一部改正であります。

議案第33号は、平成25年度一般会計の補正でありまして、補正総額は2,318万円の増で、補正後の一般会計予算は37億6,986万4,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、水無区の公民館改修補助に43万円、まちづくり協議会が開催する事業の補助に100万円それぞれ計上いたしますとともに、社会福祉に役立ててもらいたいとのごことでご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして社会福祉基金に36万4,000円計上いたしております。

次に、民生関係では、各種事業の精算による返還金に489万2,000円計上いたしております。

次に、農林水産業関係では、婦人研修センターのトイレのバリアフリー改修に110万円、野上用水施設改修等の補助に231万円それぞれ計上いたしております。

次に、消防関係では、消防団員への退職報償金に100万4,000円計上いたしております。

次に、教育関係では、小・中学校の理科教育設備の整備に720万円計上いたしております。

次に、災害復旧関係では、6月の集中豪雨による片原山林道復旧工事に510万円計上いたしております。

以上が、歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金804万円、寄附金36万4,000円、繰入金1,197万2,000円、諸収入100万4,000円、町債180万円計上いたしております。

議案第34号から議案第36号までの3件は、いずれも平成25年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第37号は、井手町自治功労者の推薦についてでありまして、表彰条例第3条の規定に基づき提出するものであります。

議案第38号から議案第40号までの3件は、いずれも平成24年度一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について、議会の承認を得ようとするものであります。

平成24年度決算につきましては、全ての会計の実質収支額は黒字となっ

ておりますが、国保会計は一般会計からの法定外繰り入れにより黒字となっているものであり、今後も慎重に推移を見極めつつ、引き続き国や京都府に対して要望を行いながら、財政の健全化に努めてまいらなければならないと考えております。

議案第41号は、工事請負費についてでありまして、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

議案第42号及び議案第43号は、いずれも財産取得についてでありまして、予定価格が700万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、財産取得契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

報告第11号は、地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

以上が、本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、台風18号に係る事柄につきましては、開会前の全員協議会で報告をさせていただいておりますけれども、今回いろいろ反省すべき点も出ておりますので、できるだけ早く関係者が集まって協議を行いながら、今後十分に生かしてまいりたいと考えております。また、山間部を中心に被害も出ておりますので、関係機関等に働きかけながら、早期に復旧が図れるように努めてまいりたいと思っております。それと、青谷川の堤体浸食の復旧の件でありますけれども、災害が起こった明くる朝に京都府庁に出向きまして、山下副知事、岡西副知事、そしてトガワ建設交通部長、中村技官、一同にお会いをいたしまして、至急に復旧するように要請を行ってまいりました。その次の日に、山田知事も現地に来ていただいて、状況を確認をしていただきました。そしてきょう、朝早くから山城北土木の島田所長が見えまして、きょうから復旧にかかると、こういうことあります。いずれにいたしましても、本町はいつも申し上げておりますように、急峻な山と天井川に囲まれた町でありますので、これからも住民の安心・安全のために防災対策には力を注いでまいらなければならない、このように考えておりますので、よろしく願いをいたしまして、挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（村田忠文） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について、報告します。

7月25日、京都府町村議会議員研修会。7月26日、井手町議会管外視察研修。8月9日、京都府町村議会広報編集委員長等研修会。8月29日、平成25年度市町村議会広報研修会。

監査委員から6、7、8月分の例月出納検査結果報告の受理また上下水道課より水道水分析結果報告書、教育委員会から平成24年度教育に関する事務の点検及び評価報告書を全員協議会で配付済みですので、提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願ひます。

次に、議員の辞職について。森田泰雄議員から健康上の都合により、平成25年9月10日付で議員辞職願が提出され、議長において同日付で辞職を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。なお、議員辞職に伴う井手町議会構成表につきましても、あわせてお手元に配付しておりますので、ごらんおき願ひます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は6名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊 陽議員。

10番（中坊 陽） 10番、中坊 陽です。事前通告しております3点について一般質問を行います。

1番目に、JR奈良線複線化負担金についてお伺いします。JR奈良線の高速化複線化第2期事業について、JR西日本と京都府、本町を含む沿線6市町が、事業内容などを定めた基本協定書を正式に締結され、本町区間において山城多賀駅から玉水駅間が複線化されることになり、2022年度開業を目標に、10年間に及ぶ待望の大事業が始まることになりました。全線の

22. 2キロの64%が整備され、すれ違い待合時間の解消や、高速化、運行本数増加が期待されています。

そこで、総事業費369億円のうち、276億円を府と沿線4市2町が負担し、残る93億円をJR西日本が負担することとなっていますが、本町の負担金は確定したのか、またその財源についてはどのようにされる予定か、お伺いいたします。

2番目として、大学との連携についてお伺いします。本町は人口減少問題などの課題解決や、大学の専門知識を生かした学生の若い力を活用して、まちづくり施策に取り組むために、このたび京都産業大学と連携協力包括協定を結ばれました。そこで、その内容と期間、大学や学生の本町とのかかわりなど、現状と今後の取り組みについてお伺いします。

3番目として、全国学力テストについてお伺いします。

4月に実施された、2013年度全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の結果が公表されました。全国的には上位から下位までの地域間格差が縮まり、京都府全体の平均回答率では、小学校（6年生）が全国平均を上回り、また中学校（3年生）がおおむね全国平均を上回っています。府教育委員会では、アンケート調査でも学校以外の勉強時間の少ない層が減少している、小学校での学習のつまずき解消や学習環境改善といった、下支えの取り組みが徐々に学習意欲の向上につながっているとしています。

そこで、本町の全国学力テストの結果はどのような状況であったのか、また以前の全国学力調査との比較、今後の活用、指導方針についてお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1点目のJR奈良線複線化負担金についてであります。本年8月13日付でJR奈良線高速化・複線化第2期事業を実施するため、JR西日本、京都府及び関係市町の三者で、基本協定を締結してきたところであります。また、その基本協定の締結に伴い、設計や工事の実施、負担割合などを定めた実施協定につきましても、9月9日付で締結してきたところであります。

本町の負担につきましては、既に実施した共同調査をはじめ、環境影響評価や設計、工事などの負担割合についても、第1期事業に締結した協定に基づき算定しており、関係市町が負担する費用138億円のうち、本町の割合は6.7%、額にして9億3,000万円程度となる予定であります。

なお、その財源につきましては、多額の費用を要することから、このときのために積み立ててきた基金を有効に活用してまいりたいと考えております。

2点目の大学との連携についてであります。本年8月15日に京都府知事を立会人として、井手町と京都産業大学との連携協力に関する包括協定を締結してきたところであります。

協定の内容につきましては、井手町と京都産業大学、相互の人的、物的、知的資源を活用することにより、人口減少問題の改善などを図るための諸活動を展開し、もって地域社会の発展と人材の育成を図ることを目的に、教育研究を通じた地域振興やまちづくりの推進、文化・教育の振興など、幅広い分野の事項について連携協力をしていくものであります。

次に、期間につきましては、協定書において平成25年8月15日から平成28年3月31日までとなっておりますが、以降は1年ごとに自動更新するものとして規定しております。

現状といたしまして、まず、8月26日から9月6日まで、京都産業大学の学生5名をインターンシップ実習生として受け入れ、5課にそれぞれ配属しながら公務実習を行っていただいたところであります。また、現在、京都産業大学の学生25名が井手応援隊を結成し、井手町の地域活性化を目的とするイベントを、まちづくり協議会と連携しながら企画立案していただいております。具体的には、井手町の魅力をめぐるスタンプラリー、町の活性化のための講演会、井手町の魅力を詰め込んだ商品開発、ソーシャルネットワークサービスなどを利用した広報の4つのプロジェクトチームを結成し、既に2回の会議を開催していただいております。これら地域活性化のための4つのプロジェクトを進めるにあたっては、大学生の若い視点や発想で積極的に取り組んでいただき、充実した内容となるよう期待をしているところであります。

今後、連携協力包括協定を期に、本町を教育研究や人材育成のフィールドとして提供し、大学の専門的知識や学生のマンパワーを活用しながら、積極的に情報を発信することで、井手町に関心や興味を持っていただき、交流

人口の増加や定住促進などにつながればと考えております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 小川学校教育課長。

学校教育課長(小川淳一) 3点目の全国学力・学習状況調査についてであります。学力につきましては、教科や領域によって多少の差はあるものの、おおむね全国と似た傾向にあり、基礎的、基本的な知識、技能の定着に比べて、思考力、判断力、表現力などといった知識を活用する力が弱い児童・生徒がやや多い傾向がうかがえます。

次に、過年度との比較につきましては、悉皆調査が行われた平成21年度に比べて大きな差はございませんが、中学校での国語における活用力に一定の良化傾向が見られる一方、小学校の算数における基礎的、基本的な知識、技能の習得が不十分な児童が見られる状況にあります。また、学力を形成していく上で重要な、児童・生徒の生活習慣などを問う質問紙調査も実施しておりますが、朝食をとっている割合や就寝、起床時刻など、規則正しい生活が送れている割合が向上するとともに、家庭学習が30分未満の児童・生徒が減少するなどの改善が見られ、学習の基盤となる生活習慣が定着してきた傾向がうかがえます。

しかし、その反面、過年度調査と同様、携帯電話やスマートフォンの所持率が高いなどの実態も見られました。

最後に、今後の活用と指導方針につきましては、調査結果の分析、検証を行い、わかりやすい授業づくりを進めながら授業と家庭学習を結んで、学力をしっかりと定着させるための取り組みを一層進めていきたいと考えております。また、児童・生徒の学習意欲を育て、英語検定や漢字検定、数学検定などのさらに高い目標に引き続きチャレンジさせるとともに、学力に深刻な課題が見られるケースについては、授業や放課後などの補習において、一人一人の学習の進み具合に応じて指導を工夫したり、家庭とも連携を図りながら生活習慣や家庭学習習慣の改善を図っていきたいと考えております。

議長(村田忠文) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中坊議員。

10番(中坊 陽) 1点目の奈良線の負担金、財源については基金などを利用してということで、心配ないということで安心したところでございます。



が、この協定の中で、J R から線路を横断する勝手道についての J R からの要望があったのか、解消に向けての、その辺をお聞きします。

それと、3 番目の学力テストなんですけれども、親の立場からいくと、中学校から高校への進学に対しての不安があるわけですがけれども、個々の目的校への進学に必要な学力、生活習慣についての指導はどのようにされているのか。先ほどの答弁と重複するかわからないですけど、個々の指導についてはどのように心がけておられるのか、されているのか、改めてお聞きします。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長 (脇本和弘) 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の勝手踏切の J R の要請といいますか、そういうものがあったかということなんですけれども、多賀玉水間、今回、2 期工事の工事箇所の中で、1 カ所勝手踏切というのが確認されております。しかしながら、その踏切につきましては、J R が調査もしていただいておりますけれども、全然通っている形跡がないというふうなことでありますので、そこにつきましては何ら問題なく工事に入っていただけるというふうに考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 松田教育長。

教育長 (松田 定) 進路実現に向けましての個々の学力向上の取り組みについてのご質問でございますが、全体としましては、従来から申してまいりましたように、ジョイントアップ推進事業によりまして、小中学校の連携によって学力全体の取り組みを進めていくこと、さらに、中学 1 年においては、小学校において不十分な状況を見られることを中心に、振り返り学習スタディということで、これも中学校において、宿題を出しながら 1 週間の宿題をもとにそれを検証するテストを行いながらさらに宿題を進めていく、こういうことで、フリースタート、いわゆるフリースタートを進めております。

さらに、個々の子供の意欲を醸成しながら、英検、漢検、数検に取り組んでいく、こういう全体的な取り組みをもとにしながら、さらに中 3 生を中心としながら、これは小学校も中学校も個々子供の課題に応じて、プログラムを組みながら、これは個別支援プログラムと私どもは呼んでますが、そういう個々の子供の課題に応じて、学力充実方策を進めていく。これはご家庭に

もご協力いただきながら進めておりますが、さらに中3生においては、そのことを綿密にプログラムを組みながら進めていくということを行っております。

また、最後にですが、中3生は特に2学期以降集中的に進路に向けての学習を進めていく必要がありますので、学習合宿と申しまして、これは希望を募りながらそのような集中的に取り組む学習合宿も予定しておる、こういう取り組みを進めながら、それぞれの子供たちの希望進路の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

次に、岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岩田 剛議員。

5番（岩田 剛） 岩田です。

既に通告しております2点につきまして、一般質問をします。

まず1点目ではありますが、白坂開発の本町に与える効果についてということでございます。

多賀の白坂地区は、工業用地として府から既に開発許可があり、現在造成工事が進みつつあります。この白坂地区の開発は、井手町第4次総合計画でも将来の本町の発展に大変重要な位置を占めるものでありまして、今までにない大規模開発であります。この白坂開発の成否が将来の本町のありようを決めるといっても過言ではないというふうに思います。

白坂開発に関しては、計画が発表された時点から相当の時間が経過しておりますので、当然のことながら、その開発効果についてはシミュレーションを行い、町としての明確な見通しを持っておられると思いますので、以下の項目についてお伺いしたいと思います。

まず1点ですが、開発に伴う経済効果ということでございます。一つは、各種税収増加の見込み額について。2点目が町内小売業の売り上げ増加見込み額。3点目に、町内製造業出荷増加の見込み額。この3点です。

それから2番目に、開発による人口増加効果ということで2点あります。まず1点目が、定住人口、所帯数の増加見込み数。それから、2点目に昼間人口（流入人口）の増加見込み数。当然のことながら、工場用地の開発が完

了し、誘致企業が確定するまで、正確な推計は不可能であるというふうに思いますが、現状で見込める効果をシミュレーションすることは大変重要なことだと思えます。また、具体的なシミュレーションの提示は、地域住民から開発に関しての各種協力も期待でき、住民に将来に対する夢や希望を与えるという意味でも、大変意義のあることであると言えます。ぜひともこのシミュレーションの内容についてお教え願いたいと思えます。

2点目につきましては、各種文化財の収納庫の設置についてであります。本町が所有し保存しております各種文化財は、主に教育委員会が保管しておりますが、毎年井堤寺を中心とした発掘調査の結果、非常に多くの遺物が発掘され、その量は年々増加しております。建物内では収納しきれず、現在は教育委員会の建物の外壁の壁際に、コンテナに収納され積み上げられている状況であります。これから本格的な開発工事が始まる白坂地区からは、今後大量の遺物が発掘されることが予想されますが、今後発掘調査の結果出土するであろう遺物の収納をどのようにするのか。各種文化財の収納については、できる限り一括で収納できる施設の確保が望ましいというふうに思いますが、町としてはどのように取り組むお考えなのか、お伺いしたいと思えます。

以上、よろしくお願いたします。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の白坂開発の本町に与える効果についてであります。本年6月議会にて井手町企業立地促進条例を可決、成立後、これら誘致の要件を広報し、開発事業者が企業誘致の活動を始めたところであります。

開発に伴う経済や人口の効果につきましては、税収や人口の増加など大きな期待をしているところではあります。立地する業種、規模などが未定であることから、算出は難しいと考えております。

このように、緒についたばかりの企業誘致ではございますが、京都府から紹介があった企業に本町が説明を行ったり、現地案内をするなど、民間の事業者による開発とはいえ、既に京都府とも協力して取り組んでいるところであります。

議員ご指摘のとおり、白坂地区の開発は雇用の場の創出、人口の定着、税収の確保など、本町の発展に寄与するものと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村社会教育課長。

社会教育課長(木村坂次) 2点目の、各種文化財の収納庫の設置についてであります。議員ご指摘の建物の壁際などに置いておりましたコンテナバケツは、これまで出土品調査や記録簿及び台帳整理のため、手近に置き作業を進めていたものですが、調査整理が終了いたしましたので順次移動し、現在収納室に全出土品を保管しているところでございます。

また、白坂地区の開発に伴う発掘調査では、平成24年度の茶臼塚古墳発掘調査における出土品量はコンテナバケツ6箱であり、平成24、25年度に実施した東北山遺跡試掘調査における出土品量は1箱であります。白坂地区における発掘調査はほぼ終えており、今後新たな遺構が確認されても、その出土品量は現在の収納能力を超えるものではないと予想しております。

議長(村田忠文) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 岩田議員。

5番(岩田 剛) まだ誘致企業は決まらないから計算できないというお答えでございますが、多分そういう答えが返ってくるだろうというふうに思っておりましたが、これだけの開発をするわけですから、町としても数字を持たないと、結果オーライで多分人はふえるやろ、多分雇用もふえるやろ、税収も多分ふえるやろではいけないと思います。これでは、全然行政が果たす役割が果たせてない。しっかりとシミュレーションしてもらわないといかんです。

この間も、2020年のオリンピックが決まりましたよね。ちゃんと経済効果をシミュレーションしてます。あれは何をもとにしているんですか。何人来るかわからないです、まだ。同じことです。大きいか小さいかの違いで、同じことやと思います。

やっぱりあれだけの開発は今までなかった開発ですから、しっかりとシミュレーションしてもらって、こういう場合はこうなる、こういう場合はこう

なるという形で計算をして、住民に広報する必要があるのではないかなというふうに思います。

白坂がどういうふうに動くのか全くわからん、何や工場つくっとるらしいなという程度で、関心が非常に薄れてますので、いろいろなこれから住宅用地の供給につきましても、多賀地区中心に進めていかないといけないというふうに思いますし、用地の提供も含めまして、前向きに住民の協力を得ないと進まない部分というのはたくさんあると思うんですよ。誘致企業が来てから、さあ住宅が足らんから何とかしてやと言うたって、間に合わんわけですから、今からそういうことをきちっと、こういう夢があるよ、将来こうなるよということを住民に周知してもらって、協力してくださいよというふうな姿勢を行政の方からやるべきだというふうに思います。非常にがっかりいたしました。

それと、もう1点の収納庫の件ですが、これから出てくるものは少ないからまあええやないかということのようですが、各種文化財、いろいろありまして、民具だとかいろいろなもの、教育委員会が預かっておられると思います。この部分についても、積み上げておいて済む問題ではないわけですし、井手町を訪れる方にそういう発掘物、あるいは文化財を皆さんに見ていただくという場所が必要やと思いますし、今の展示室だけではなかなか管理が大変だと思います。非常に狭いですから。だから、そういうことも含めまして、もう少し前向きに考えていただきたいなというふうに思いますし、きちっと、コンテナに入れて積み上げたらええという問題ではないと思いますので、ひとつ前向きにご検討いただくようお願いしたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 私の方からは、1点目の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

誘致企業が決まらないことから、税収や人口の増加などシミュレーションできないということでもあります。

現在、作業といたしましては、土地については宅地になるという予定で、隣接いたします城陽市と実は税務協議は始めております。しかし、建物につきましては、先ほど担当課で説明、答弁申し上げましたが、どのような企業が来て建物が建って、井手町の中で全部建つのか、城陽市側との境界に建つ

のか、それぞれまだ全然未定でございますので、それを、「このケースは」「このケース」ということでシミュレーションすることも可能ですが、それで行政が次に言われるのは、何を根拠にそういうシミュレーションをしたんやと、何を根拠にそういう税収見込みにしたんやと言われたときに、先ほど申し上げたように、民間の事業者による開発でありますので、誘致活動を行いながら企業が決めれば、それに基づいてどういう規模の会社でどういう建物が建って、どのような償却資産が稼働するであろうかということがわかりまして、次に従業員の数、オートメーション化の度合いによりましても従業員の数も変わります、分割法人であるのか単独法人であるのかによりまして、法人税の税額も違ってまいりますので、それぞれ実際に行政がお示しするときには、ある程度の根拠を持たせていただきながら、議会で聞かれればお答えできるような状況になればお答えを申し上げたいというふうに考えているところでございます。

また、住民に広報する必要があるのではないかということでございますが、開発に当たって行政の都市計画にかかわります説明会、業者の開発に伴う説明会をしております、今、企業立地に向けた誘致活動を行っているところでございますので、それらが順次進んでまいりましたら、必要に応じて広報する必要があるやあっていく。また、住む人が出た場合、住宅用地が必要で、そんなの急に言ってもできないのではないかとございまして、これにつきましても、お通いになる事業者なのかこちらにお住みになるのか、これも企業が全然決まっておきませんので、見込み等も全然立たないところで、地権者にそういう情報を流しましても「何という中途半端な情報を流さはって、ほんでうち、宅地にして予定してたら狂ったがな、その損害補償をしてくれるのか」ということにもなりかねませんので、十分精査した上で、開発が雇用の場の創出や人口の定着、税収の確保など、本町の発展に寄与する開発になるように十分努めてまいりたいということで考えております。

議長（村田忠文） 再質問よろしいですか。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。事前に通告しておりました3点に

ついて一般質問させていただきます。

まず最初に、高齢者への肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成について質問いたします。

厚生労働省の調査では、近年の日本人の死因は多い順に悪性新生物(がん)、心疾患、肺炎となり、肺炎で亡くなる方が第3位となっております。特に65歳以上の高齢者では、肺炎になると重症化や死亡する確率が飛躍的に高くなることから、予防対策が必要とされており、肺炎球菌ワクチンの接種が極めて有効であると言われていています。

私は、今までに2度にわたって、高齢者への肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成について一般質問させていただきました。現在、全国的に公費助成を実施している自治体もふえてきています。高齢者への疾病予防対策としてぜひとも必要であると私は考えておりますので、肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成実施について、再度本町の考えをお伺いいたします。

次に、行政や地域、学校、家庭における防災力の向上について質問いたします。

2011年の東日本大震災をきっかけに、各自治体では地震または津波の被害を想定した対策を進めていますが、地震、津波以外にも台風や豪雨による水害など、自然災害のあることが少なくなく、地域の状況に応じた災害対策が必要です。さまざまな災害に対応するため、行政や地域、学校、家庭の防災力を高めることが重要であり、自助、共助、公助の連携の強化は欠かせません。地域ごとの被害想定を踏まえた防災マニュアルの配布や、防災訓練の実施を通し、災害から自身の身を守る力を養うとともに、子供を通じて家庭に防災意識を広げることも必要です。そこで、次のことについて質問します。

1、災害発生時において、役場職員の出動体制、任務体制はどのようになっているのか。初動マニュアル等は作成され、職員に周知されているのか。休日、夜間に緊急招集をかけた場合に、どれぐらいの時間で何人ぐらいの職員が集合可能と想定されているのか。また、役場職員で消防団に入団されている方は何人おられるのか。町内在住の職員数、町外の職員数についてお伺いいたします。

2点目に、各区の自主防災組織へは、どのような支援をされているのか。

3点目に、地震や豪雨等により、道路寸断、通信途絶による孤立集落が発

生した際の救助・救援活動を円滑に実施するための、衛星携帯電話等の配備についての考えをお伺いします。

4点目に、以前にも質問しましたが、防災計画の見直しや被災者支援システムの導入の取り組み状況についてお伺いいたします。

次に、期日前投票の簡素化について質問いたします。

期日前投票制度は、選挙期日前であっても選挙期日と同じ方法で投票を行うことのできる仕組みです。投票対象者は、選挙期日に仕事や用務があるなど、現行の不在者投票事由に該当すると見込まれるものです。したがって、投票の際には現行の不在者投票と同じく、一定の事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要です。本町の場合、この宣誓書は当日期日前投票所で記入することになっています。高齢者や障害をお持ちの方など、当日その場で記入することが困難で、できれば事前に期日前投票宣誓書を投票所入場券と一緒に配付していただけないか、また投票所入場券の裏に期日前投票宣誓書を印刷していただけないかなどの声をよく聞きます。投票しやすいように便宜を図っておられる自治体もあると聞いています。1人でも多くの方が投票していただくために、本町においてもぜひ実施していただきたいと思いますが、本町の考えをお伺いいたします。

以上であります。よろしくお願ひします。

議長（村田忠文） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 奥山保健センター所長。

保健センター所長（奥山英高） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、高齢者への肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成についてであります。昨年12月議会の一般質問では、厚生労働省の諮問機関であります厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会による予防接種制度の見直しについての第2次提言で、医学的、科学的観点から、肺炎球菌予防ワクチンについて広く接種を促進していくことが望ましいとして、定期接種への位置づけをするよう求めている中、国はまだ助成の裏づけや法案提出もされていない状況でありましたので、今後国の法律改正などの状況を注視してまいりたいと考えておりますと答弁申し上げたところです。

その後の国におきます状況につきましては、本年3月の予防接種法の一部改正で、定期接種化は見送られておりますが、衆議院及び参議院の附帯決議



で、平成25年度末までに定期接種の対象疾患に追加するか結論を得る、または得るように努めることとされました。本町といたしましては、今後も国の法律改正までの状況を注視してまいります。速やかな接種を促進することにより、感染症の発生及び蔓延を予防し、もって住民の健康保持に資すると考えるため、平成26年度から本町独自に接種をされた65歳以上の高齢者に対し、接種費用のうち4,000円を助成してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治) 2点目の行政や地域、学校、家庭における防災力の向上についてであります。まず一つ目の災害発生時において、役場職員の出動体制につきましては、地域防災計画の中で規定しておりまして、風水害は1号動員では26名、2号動員では27名、3号動員では29名、4号動員では全員と定めています。

また、地震災害では、A号動員では29名、B号動員では38名、C号動員では全員と定めています。

任務体制につきましては、総務部、調査部、建設部、産業部、衛生部、救助部、教育部、調達部、上下水道部、出納部、消防部の体制となっております。

次に、初動マニュアルにつきましては、全職員に配付をしております。また周知につきましては、防災研修などを行い周知に努めているところであります。

次に、休日夜間の緊急招集につきましては、平成20年2月の休日の土曜日に、大規模災害発生に備えて職員の非常時配備体制を確認する非常時参集訓練を抜き打ちで行いました。その結果、動員連絡開始から1時間で8割の職員が各自の持ち場につくことができたことから、1時間では7割から8割程度の参集可能と考えております。

次に、職員の消防団員につきましては25名で、町内在住の職員は74名、町外の職員は31名であります。

二つ目の各区の自主防災組織への支援につきましては、平成20年3月に全ての地区で自主防災組織が設立され、平成21年3月に防災活動に必要な避難マップ作成や資器材の支給を行ってきたところでありまして、その内容

につきましては、折りたたみ式担架、毛布、災害用車椅子、リヤカーなど12種類の防災資器材であります。

三つ目の孤立集落が発生した際の救助・救援活動を円滑にするための衛星携帯電話等の配備につきましては、現在、通信手段としてデジタル無線の整備を進めておりまして、デジタル無線機はアナログ無線機に比べ双方向通信が可能で、操作方法も携帯電話に近い取り扱いであるため、円滑な救援活動に寄与するものと考えております。しかし、孤立集落への通信手段が途絶えた場合については、今後どのような方法があるのか周辺自治体の状況も把握しながら検討してまいりたいと考えております。

四つ目の防災計画の見直しや被災者支援システム導入につきましては、防災計画の見直し、国の防災基本計画の修正（地震、津波対策の強化等）による見直しなどが主な修正でありまして、京都府地域防災計画の見直しなどに基づき整合性を図るため協議は終えていますので、防災会議の準備を現在行っておりまして、できるだけ早く会議を行い計画の修正を行ってまいりたいと考えております。

また、被災者支援システムにつきましては、現在、災害情報共有システムで市町村が入力作業を体験するデモ環境を試験運用しており、市町村ごとのワーキンググループによる意見交換を開催し、システムの不備や入力内容の変更要望を取りまとめ、整備を進めていく予定となっております。今後は、研究会を重ね、システム面の整備や入力作業の訓練、研修を行い、平成26年度に市町村での運用を行う予定と聞いているところであります。

3点目の期日前投票の簡素化についてであります。期日前投票制度は平成15年12月1日から設けられた制度であります。制度開始以来、期日前投票の利用は順調に広まってきました。議員ご質問の期日前投票の宣誓書の事前配布は、利便性や時間短縮において効果が期待できるものと考えられますので、今後投票しやすい環境づくりに向け、実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田議員。

4番（岡田久雄） 行政や地域、学校、家庭における防災力向上についてので、再度何点か質問させていただきたいと思っております。

確認のためなんですけども、もう一度、新しい防災計画は作成されているのか、今から作成されるのか、もう一度そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治） 岡田議員のご質問ですけども、防災計画の修正を24年度で行っておりまして、京都府ともその整合性を図る確認もしております。ただ、それ以後に防災会議を開催をして承認を得るという形になっておりますので、今、早急に会議を開いて修正に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 岡田議員。

4番（岡田久雄） 新しい防災計画は既にもう作成されているということなので、一日も早く防災会議を開いていただいて、また新しい防災計画のもとで防災訓練をする、また職員への新しい初動マニュアルもつくって、同じく訓練する必要があると思います。ぜひとも早い時期にさせていただきたいなというふうに思います。

それと、前の、私ら議員も引き継ぎでもらっている防災計画、古いもので、既にもう役場の体制も変わってますし、町内にあるお医者さんも廃院されているところもありますし、いろいろな面で手直ししなければならないなというふうに思っておりました。一日も早く議員や、また各関係者に新しい防災計画を配付していただきたいなというふうに思っております。これは、要望とさせていただきます。

質問といたしましては、さっきも聞き逃したのかもわかりませんが、消防団に入団されている役場の職員数をお聞きしたいと思います。

それと、今回のような災害が起こった場合、役場職員として活動するのか、それとも消防団としての活動、どちらが優先されるか、そういうこともお聞きしたいと思います。

それと、以前にも質問してたんですけども、防災会議に女性の委員も入れてほしい。私としては全体の3割ぐらいの女性が入ればいいのかというふうに思ってますので、女性委員のそういう選任とかもされているのか、その

点、またこれから今度どうされていくのか、その点もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治） 岡田議員の質問であります。役場職員で消防団に入団しているのは25名でございます。

それと、職員で活動するのか、また団で活動するのかということですが、それについては、その状況、状況によって活動していただくというふうになっております。総務課の職員も消防団員に入っているんですけども、先日の災害の、台風18号の折にも団で出てるんですけども、こちらの状況によって呼び寄せて職員として活動してもらおうというようなこともございましたので、その状況、状況によって活動をしているというふうに考えております。

それから、防災会議の女性の関係であります。今後防災会議を開きながら女性の加入というのか、団体によって女性も男性もおられますので、今後早急に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（村田忠文） 次に、西島寛道議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 西島議員。

2番（西島寛道） 2番、西島寛道。事前に通告していた2点について、質問させていただきます。

まず1点目、海外派遣事業についてお伺いいたします。

平成25年8月12日から8月22日の11日間にわたり、泉ヶ丘中学校とオーストラリアのメイトランド市にあるオールセント・カレッジ・セント・ジョセフ・キャンパス間で海外派遣事業が実施されました。この事業は、本町が中学生夢・未来支援国際交流基金条例を創設し、交通費、滞在費用などをほぼ全額負担するという、画期的な事業計画の中遂行されたものであり、本町と泉ヶ丘中学校にとってグローバル社会進出への大きな一歩となったわけですが、今後、永続的にこの事業を続けていくことが重要であります。

来年度の派遣事業計画では、オーストラリアの生徒を受け入れる側となり

ますが、他国の生徒を預かるにいたって、繊細な配慮が必要となると考えられます。そこでお伺いいたします。

1、派遣先で生徒はどのように過ごしたのか、また、どのような研修に取り組んだのか。

2、派遣成果の普及計画は、どのように考えておられるのか。

3、費用はどれくらいかかったのか。またその内訳は。

4、来年度の受け入れ態勢の構想は。

5、今後、永続的な事業推進に向けての、教育長の見解をお伺いいたします。

次に、2点目ではありますが、集中豪雨における天井川の防災対策についてお伺いいたします。

異常気象による集中豪雨（ゲリラ豪雨）の発生件数が、年々増加傾向にあります。昨年8月、宇治川支流の弥陀次郎川が決壊し、川沿いの多くの住宅が全壊、浸水し、死者が出るという災害が発生したことは、記憶に新しいところでもあります。また、本年に入りまして、8月の山陰地方、北陸地方、東北地方を襲った記録的集中豪雨など、自然災害の脅威にさらされている今こそ、防災に対する認識をより一層強めたいところでもあります。

本町は、平地の背後に急峻な山を抱え、青谷川、南谷川、玉川、渋川の四つの天井川が、平地より堤防が高い位置にある木津川に流れ込む地形となっており、一度水害が起これば大きな被害を生じることとなります。

60年前、昭和28年の南山城水害にて、107名もの尊い命が犠牲となった、悲しい現実もございます。

昨年8月の府南部豪雨による災害後に府が設置した検討会では、天井川の決壊の要因とメカニズムを考察されたと伺っていますが、集中豪雨による今後の天井川の防災対策について、本町の考えをお伺いいたします。

以上2点です。よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松田教育長。

教育長（松田 定） 私の方からは、1点目の泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業についてお答えをいたします。

去る8月12日に、生徒9名、引率教員3名をオーストラリアの姉妹校に派遣し、11日間の研修を無事終えたところでございます。姉妹校では、英

語や数学の日常の授業はもとより、特別授業としての美術授業や調理実習、日本語授業などに出席したり、イルカのクルーズの校外学習に出かけるなどの研修を進めました。生徒たちは、ホストファミリーの生徒だけではなく、他の生徒とも雑談や昼食をともにするなどすぐに打ち解け、活動する中で交流を楽しんだようであります。最終日にはシドニー市内研修として、代表的な建造物などを見学し、オーストラリアの歴史、文化を学ぶ機会としました。期日初日と最終日の移動日以外は、全てホームステイですので、週末にはホストファミリーとともに観光やスポーツ観戦、ショッピングなどを行う中で、大変親密な関係となり、帰国に際しては涙ながらに別れを惜しむ姿が見られたとの報告を受けております。

今回の成果の普及についてですが、派遣生徒は報告書を作成し、井手町文化祭において写真や映像とあわせて資料展示する予定としております。また、中学校では、全校生徒に対して、派遣生徒が協力してプレゼンテーションをするとともに、小学校に出向き海外派遣で得られた成果を報告するなどの活動を予定しております。

泉ヶ丘中学校では、全校生徒一人一人に姉妹校のペンフレンドがおり、学期に1回から2回程度の手紙交換や行事等を記録した写真、DVDを送り合うなどの交流も行っております。また、送られてきた写真や記念品を展示するスペースを設けており、派遣生徒にとどまらず、学校全体での国際交流事業を推進していきたいと考えております。

今年度の本事業に要した経費につきましては、この後旅行者に支払う渡航費用として約290万円、その他現地での施設入場料やホストファミリーへの記念品、また日常の姉妹校との交流に要した費用が約32万円となり、現時点の概算では計322万円であります。

来年度の受け入れ態勢につきましては、9月中旬あたりになりますが、今回の派遣日程をベースとして、中学校での授業や部活動、小学校訪問、井手町内での施設紹介や体験活動、京都、奈良の見学などを考えております。また、宿泊につきましては在校生のご家庭でホームステイのご協力をお願いしたいと考えておりますが、詳細につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、事業推進の考え方についてですが、本事業は汐見町長が全国的な諸会合に参加される中で、日本の若者のいわゆる内向き志向という今日的課

題をとらまえ、みずから発案されたものでありまして、近年国においてはグローバル人材育成のための学生の双方向交流に一層力を入れておりますし、京都府におきましても、昨年度から高校生の留学を支援する事業を実施するようになってきております。

このように、本事業は、生徒たちが高校生や大学生になってからの活躍にもつながるものであると思いますが、本町においては中学生夢・未来支援国際交流基金として6,000万円を積み立てていただいております、これを仮に派遣年度500万円、受け入れ年度100万円と試算しますと、向こう20年間実施可能なものとなっております。

2020年、オリンピック東京開催も決定を見ました。本事業を継続発展させていくことは、将来のまちづくりの主人公となる子供たちが、国際感覚とグローバルな視野を持って力強く生きていくための基礎を培うことになると確信しているところでございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 2点目の、集中豪雨における天井川の防災対策についてであります。今回の決壊の要因とメカニズムについて、京都府が設置した天井川に関する技術検討会は、これまでに経験したことのない豪雨により転石や流木等が河川を流下し、その流下物が河床コンクリートを破損、これが進行して護岸の損壊に至り、破堤した可能性が高いとの見解を示されています。

次に、今後の天井川の防災対策につきましては、既に町内を流れる京都府が管理する四つの天井川の護岸や河床のひび割れなどの補修は行われており、住民の迅速な避難活動などに有益な水位計及び監視カメラも設置していただいております。

今後さらに詳細調査を実施し、補強対策の必要性を検討すると伺っております。

以上です。

議長(村田忠文) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島議員。

2番(西島寛道) 1点目の海外派遣事業のことですが、要望という形にな

りますけれども、研修先から帰ってきた子供たちの話を、直接生の声を聞かせてもらったんです。それで先ほど教育長が言われたように、井手町に帰りたくないとか、ずっとまたこれを期に海外に行きたいとか、そういう子供たちの声をたくさん聞いたんです。本当にこの事業は大変すばらしい事業だと思いますので、今後もぜひとも継続していただくように要望いたします。

それと、2点目でありますけれども、防災対策の方は、先ほども町長、委員会の方でもお話しがありましたけれども、今後とも京都府と連携しながら、住民の安心・安全のために河川の管理の方をお願いをいたしまして、質問を終えさせていただきます。

以上です。

議長（村田忠文） この際、暫時休憩します。1時より再開します。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 0時59分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村武壽議員。

12番（木村武壽） 12番、木村武壽です。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。教育委員会のあり方についてと、戸籍謄本不正使用についてであります。

まず1点目は、教育委員会のあり方についてであります。一般的にいじめ問題、体罰の問題等々、現実には教育現場で起きる問題に的確な対応が行われず、教育を受ける機会が妨げられるような事態、さらには子供の生命や身体が危険にさらされる事態が生じております。子供たちのための教育再生を成し遂げるために、教育行政の体制を確立しなければならないと思います。今後、これらの問題に対する本町の教育委員会の考え方をお尋ねいたします。また、教育委員の活動状況、参加状況、学校への溶け込み状況等もお尋ねいたします。

次に、戸籍謄本不正使用についてであります。インターネット上での差別や人権侵害が悪質化しております。また、陰湿で巧妙な差別事件が増大しております。戸籍謄本等の不正取得など、差別につながる個人情報の収集にかかわる差別事件が後を絶ちません。



以前から聞いておりますが、戸籍謄本の大量不正取得事件は、大がかりなものに発展していると聞いております。その全容について、お尋ねいたします。

また、8土業による不正請求を抑止するためには、不正か否かを問わず、第三者が取得した場合には登録者に通知する事前登録型本人通知が有効であると思います。京都府下でも導入している市町村があると聞いておりますが、本町での取り組みについてお尋ねいたします。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松田教育長。

教育長（松田 定） 私の方から、1点目の教育委員会のあり方についてお答えいたします。

一昨年、大津市で発生した、いじめが直接的要因という報告書が出された中学生の自殺、昨年12月の部活動顧問から体罰を受けた大阪の高校生の自殺など、相次いで極めて深刻な事態が発生する中、これらの対応をめぐり今日学校現場や教育委員会のあり方が大きく問われるところとなりました。

国会においては、この6月にいじめ防止対策推進法が成立し、9月下旬に施行されることとなっておりますし、現在、中央教育審議会において、教育委員制度の改革について審議がなされているところでございます。

教育委員会や学校現場が問われているのは、問題に対する迅速で適切な対応力や、家庭や地域社会並びに関係機関とより一層連携し、取り組みを開かれたものにしていくこと、さらに教育委員会事務局と教育委員が緊密に連携する中で、教育委員会活動を活性化していくことなどであろうかと考えております。

そこで、井手町教育委員会といたしましては、いじめ問題への対応について、早期発見、早期対応のため、各校にいじめ相談窓口を設置し、いつでも児童・生徒や保護者の相談に対応できるようにするとともに、定期的なアンケート調査を実施し、その方法として、家庭に持ち帰って保護者とも相談しながらじっくり考えて記入することが可能なように改善したところでございます。

さらに、いじめ事象の発生に当たっては、学校としての組織的な対応並び

に教育委員会への即時の報告を、これまで以上に徹底し、教育委員会としてもすばやい対応を図ることとしております。

また、体罰問題につきましても、根絶に向けた取り組みと研修を指示し、児童・生徒対象にアンケート調査を実施するとともに、保護者に対しては管理職を相談窓口として、訴えや相談を受ける体制をとっております。

こういった事象の状況やアンケート調査の結果につきましては、常に教育委員会定例会で報告し、つぶさに状況を把握いただくとともに、ご意見を伺っているところでございます。

次に、教育委員の活動状況等についてであります。平成24年度の活動状況で申しますと、月1回の教育委員会定例会において、重要事項の審議や学校教育、社会教育の状況報告をもとに協議が重ねられております。また、定期の学校訪問を実施し、各校の児童・生徒の学習状況や学校施設の状況等を把握するとともに、学校行事や社会教育事業へも参加し、本町の教育行政の執行状況の把握に努めていただいております。

教育委員の研修といたしましては、定例会の際にテーマを決めて研修したり、京都市町村教育委員会連合会や山城地方教育委員会連絡協議会などが開催します研修会にも参加しております。

いずれにいたしましても、今日教育委員会のあり方について提起されている課題は、法律改正や制度の改変を伴う大変大きな事柄であり、今後の国の動きを注視していきたいと思っておりますが、井手町教育委員会といたしましては、今後とも日々の課題に一層的確に対応していくよう、教育行政機能の向上に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 2点目の戸籍謄本不正使用についてであります。まず、行政書士などによる戸籍や住民票の大量不正取得事件につきましては、平成14年には兵庫県、平成18年には大阪府、平成20年には三重県などで発覚し、最近では平成23年に愛知県や群馬県で発覚した戸籍等大量不正取得事件において33人が逮捕され、その後行われた名古屋地方裁判所の裁判で、実刑判決を含め全員に有罪判決が言い渡されたところです。

この一連の事件では、行政書士などの資格を悪用して、全国の市町村から戸籍や住民票が2万件以上に及び不正取得され、身元調査などに悪用されて

いたことが確認されたところであります。

次に、事前登録型本人通知制度の本町での取り組みにつきましては、現在導入を進めております戸籍総合システムの中で、事前登録型本人通知制度に係るシステムを構築し、平成26年4月からの導入を予定しているところであります。そのため、平成26年2月ごろには、住民に対する制度の周知を広報やホームページにより行ってまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村議員。

12番（木村武壽） これは要望事項でございますけども、まず1点目のいじめ問題につきましては、いじめ問題というのは、いじめる方もいじめられる方も知らないうちに事件が発生していくと考えております。常々教育現場に顔を出していただきまして、そういうような問題がこの井手町では起こらないように要望しておきます。

以上でございます。

議長（村田忠文） 次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。

質問に入ります前に、このたびの台風18号で被災された町内外の皆様に、心からお見舞いの言葉を申し上げるとともに、町内でも何時間も避難を余儀なくされた皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。また、午前中に、開会前に全員協議会で町の方から、特別警報の周知を住民に対して怠った問題について、担当者や副町長からおわびの言葉がありましたけれども、開会の挨拶の中で町長はこの点については何らおふれにならない。青谷川の改修について、京都府との交渉をされたことについてはお話にあっても、そういうことが、おわびの言葉がなかったという、非常に残念だなという思いを持ちながら、質問に入らせていただきたいと思います。

一つ目は、多賀地区の農業用水の確保についてであります。多賀地区野上用水に南谷川から水をくみ上げている水中ポンプが、ことし田植え時期に故障いたしました。緊急対応として、代替の水中ポンプをレンタルするとともに、農家相互の話し合いや譲り合い、役員さんの懸命の努力で急場をしのご

ことができたということですが、例年より植えつけがおくれる事態となりました。ポンプを修理するにしても、新たなポンプを購入するにしても、故障の原因を探らなければまた同じ事態になるおそれがございます。原因はつかめたのでしょうか。また、今回のレンタルや今後のポンプの修理、更新に当たっての費用はどのくらいかかるのか、費用負担について京都府や町の対応はどうなっているのか、お伺いします。

多賀地区の野上用水も浜鐘付用水も、2用水ともポンプや配水の不具合が頻繁に起こっております。近年の故障や修理、新規購入等の経過はどうなっていますか。それぞれの用水の利用農家は何軒ありますか。

水田は、今回のような出水時の保水など、国土保全や防災対策上重要な機能を果たしています。これ以上水田が減らないよう、公的な支援が求められています。水問題で繰り返し農家の個人負担が生じておりますが、後継者不足の深刻化で水田の維持が非常に難しい時期に、これ以上負担が生じることのないよう根本的な対策を検討すべきだと思いますが、町の見解を求めます。

2点目に、最低賃金の改定についてであります。京都地方最低賃金審議会は、8月26日に京都府最低賃金、現在の時間額759円を14円引き上げて773円にすることが適当であると、京都労働局に答申をしました。この答申に基づき、所要の手續が進めば、10月初めにも発効するというふうに聞いておりますが、このとおりに引き上げられても、年間2,000時間働いたとして年収154万6,000円、月に直して12万6,500円です。年収200万円以下を指すワーキングプアを生んでしまいます。発効後、町内の事業所や労働者に、どのようにこの最賃について周知徹底されるのでしょうか。

現在の役場の臨時職員の時間給は、新たな最低賃金を下回るものがございます。同審議会答申は、現在京都府では適用されていない中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金、業務改善助成金と呼ばれていますが、府内において適用されるよう、制度の見直しを労働局に求めています。これが適用されれば、事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、実施すれば助成金が得られるということになっています。審議会答申の趣旨を尊重し、役場の臨時職員の最も低い時間給を、少なくとも800円以上に、もしくは2,000時間で200万円の収入の基準となる時給1,000円以上に改定するべきではありませんか、伺います。

また、役場臨時職員の場合、同一業務を継続的に続けていても、契約が短期で更新されるため、新たに雇用された者と同一賃金となり、経験があっても低賃金に据え置かれており不当であると思います。処遇改善の考えはないか、伺います。

同審議会答申には、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望するという文言もございます。本町の指定管理者の賃金支払い状況や公共工事請負契約における下請けも含めての賃金支払い状況をチェックすべきではないか、伺います。

3点目に、国の公共工事設計労務単価変更に基づく特別措置について伺います。

国の公共工事設計労務単価が、ことし大幅に引き上げられたため、国土交通省は平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について、各公共団体に要請を行っています。特例措置では、ことし4月1日以降に契約締結した工事請負契約のうち、昨年度の公共工事設計労務単価を適用しているものについて、受注者は発注者に対し新しい労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更に係る協議を請求することができるということになっています。本町の本年度の事業のうち、昨年度の設計労務単価を適用していた契約及び特別措置の対象として契約を変更したものはあるのか、あればその内容の説明を求めます。

今回の引き上げは、設計労務単価が市場調査に基づいて決められてきたため、ダンピング受注や社会保険料も適正に支払われていなかったというような現況を反映し、低いレベルにあったものを適正化しようとするもので、その趣旨に合うよう、行政側のチェック、指導も求められます。町は、指名業者、請負業者の社会保険加入状況のチェックはどのように行っていますか。

4点目に、生活保護基準引き下げの影響について伺います。

6月に閉会した第183国会では、生活保護法改定案や生活困窮者自立支援法は廃案となりました。しかし、8月からの生活保護費の生活扶助基準額の引き下げは既に行われました。6月町議会の私の一般質問に対する答弁では、影響についてはまだわからないということでしたが、実際どの程度の引き下げが行われたのでしょうか。

京都府山城北保健所綴喜分室は、四つのモデル例を示して対象者に説明を行いましたけれども、その例によれば、来年4月からは今回の2倍、再来年4月からは3倍以上の減額になります。全国的にもとても生活できないと不服審査請求が相次いでおります。実際、町内の受給261世帯のうち、何世帯何人が月額何円から何円引き下げられたのか、井手町内の受給者411人で総額幾らの引き下げになったのかを伺います。

また、年末の越年資金の意味合いのある期末一時扶助も大きく引き下げられ、2人家族では22%の減、3人家族では47%の減、4人家族以上は半額以下となります。町として緊急の救済措置が必要ではないか伺います。

以上でございます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 宮崎産業環境課長。

産業環境課長（宮崎 光） 谷田議員のご質問にお答えします。

1点目の多賀地区の農業用水確保についてであります。まず、故障の原因につきましては、ポンプ内部の羽根車の磨耗により過度の負担がかかり破損したとのこととあります。点検の結果、修繕は不可能であり、新しいポンプの設置が必要とのことから、多額の費用が発生するので、6月20日に多賀土地改良区の役員の方が支援要請に来られました。

町として、ポンプの更新や仮設費用について、農家の負担軽減を図れるように支援したいとお答えさせていただいたところとあります。

また、京都府に支援要請を行ったところ、年度途中であり大変難しいとのこととありましたが、農業体質強化基盤整備促進事業に採択していただけることとなりました。

次に、費用につきましては、揚水ポンプの更新に530万円、仮設ポンプの設置等に150万円とあります。

次に、揚水ポンプの更新費用530万円につきましては、国と府で55%、291万5,000円、町で20%、106万円、また仮設ポンプの設置等に要する経費150万円のうち町は50%の75万円でありまして、町から多賀土地改良区に補助する181万円につきましては、今回の補正予算に計上いたしております。

次に、近年の故障や修理、新規購入等の経過につきましては、各水利組合

に伺ったところ、野上用水については平成5年度、平成14年度、平成19年度にポンプの更新が実施されております。浜鐘付については、平成13年度、平成17年度、平成23年度にポンプの更新が実施されております。

また、それぞれの利用農家については、野上用水は127軒、浜鐘付は75軒であります。

次に、具体的な対策につきましては、受益者負担が原則であります。農地等は食料の安定供給、水源涵養、自然環境の保全など多面的な機能を有していることから、これまでどおり支援を続けてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治) 2点目の最低賃金の改定についてであります。まず、町内の事業所、労働者にどのように周知するのかにつきましては、京都労働局から役場に対してポスター、チラシ等の配布要請があれば掲示等行ってまいりたいと考えております。

次に、役場の臨時職員の時間給の引き上げにつきましては、これまでから改定前に引き上げてまいりましたが、今回も10月24日から改定されますが、該当する職種は10月1日から引き上げることとしております。なお、臨時職員の処遇改善は、臨時的な業務や職員の休務等に伴う補助的業務でありますので、考えておりません。

次に、指定管理者における賃金の支払い状況のチェックにつきましては、審議会答申要旨は行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合でありますので、指定管理者に対するものではないと考えております。また、公共工事請負契約における下請けも含めての賃金支払い状況をチェックすべきにつきましては、土木工事共通仕様書において諸法令の遵守を義務づけており、支払い状況のチェックをする必要はないと考えております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 3点目の、国の公共工事設計労務単価変更に基づく特例措置についてであります。該当工事は1件で、特例措置を適用しました。措置に伴う変更増額は17万8,500円です。

社会保険加入状況のチェックにつきましては、指名願の添付書類である経営事項審査結果通知書にて確認しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 4点目の、生活保護基準引き下げの影響についてであります。まず、平成25年8月1日現在の状況で申し上げますと、町内の受給世帯数は259世帯404人で、そのうち227世帯372人が引き下げの対象となっております。また、月額引き下げ額では、160円から6,320円までとなっております。

次に、世帯の7月分と8月分の最低生活費を比較いたしますと、平均1人当たり605円、総額では24万4,800円の引き下げ額となっております。

次に、緊急の救済措置につきましては、国の社会保障審議会で十分検討され決定されたものでありますので、町としては考えておりません。

議長(村田忠文) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 16日の台風18号で、また浜鐘付の方の配電盤が浸水したということで、午前中に報告があったんですけども、それも、これは修理しても配電盤が直らないと来年使えないということになりますから、この修理についても組合員さんの負担になってくるわけです。今、同じような考え方でこれまでどおりやっていますということなので、こういうことについても、災害ですけども、対応をぜひお願いしたい。こういう、今、京都府や国もまだ調査段階やと思いますけれども、国や府の災害復旧としての支援を受けられる可能性というのは、こういう農業施設はあるのかどうか。今現在つかんでおられることだけお聞きしたいと思います。

それと、3点目にお聞きした設計労務単価の変更に基づく特例措置ですけども、1件あったということですが、どの工事なのかということと、どの時点で、4月1日以降に契約はしてるんだけれども、昨年度の労務単価で計算されたわけですね。その設計はいつされたものなのかということをお尋ねします。

議長(村田忠文) 答弁願います。

(挙手する者あり)



議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） ただいまの谷田議員のご質問でございますが、設計時点は25年3月29日に起工伺をとっております。

以上です。

議長（村田忠文） 何の工事かは言えますか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 工事名及び工事番号につきましては、4道補第1号、町道44の13号線道路安全対策工事でございます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 宮崎産業環境課長。

産業環境課長（宮崎 光） 谷田議員の再質問についてでございますが、浜鐘付の先ほどの配電盤の関係でございますけれども、今後、府と協議をしながら、補助がいただけるものであれば同じ形で協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（村田忠文） 再質問ございますか。

これで一般質問を終わります。

次に、日程第5、報告第11号、専決処分の報告についてを行います。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思っております。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（報告第11号を朗読説明）

議長（村田忠文） 以上で、報告第11号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6の議題に入ります前に、議事の都合により議長の職務を岡田副議長に交代いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

副議長（岡田久雄） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

次に、日程第6、議案第37号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、村田忠文議長、岩田 剛議員の退席を求めます。

（村田忠文議長、岩田 剛議員退席）

副議長（岡田久雄） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

副議長（岡田久雄） 西島総務課長。

理事（西島栄治）

（議案第37号を朗読説明）

副議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、議案第37号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を採決します。

議案第37号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第37号は同意することに決定しました。

以上で、議案第37号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件の議題が終了しましたので、村田忠文議長、岩田 剛議員の入場を求めます。

（村田忠文議長、岩田 剛議員入場）

副議長（岡田久雄） 村田議長、議長席にお着きください。

議長（村田忠文） 次に、日程第7、議案第41号、工事請負契約について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島同和・人権政策課長。

理事（西島楠博）

(議案第41号を朗読説明)

議長(村田忠文) これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 一般競争に参加された他の企業の名前とその入札額、それとこの契約者の落札率をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島課長。

理事(西島楠博) ただいまの質問にお答えいたします。

入札参加資格申請に当たっては、3社の方が申請がありましたが、開札日までに2社が辞退され、入札には1社の応札となります。

応札者ですが、株式会社巖建設工業代表取締役、木村土生、応札額4,836万9,000円、応札率につきましては85.99%です。

以上です。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 3社が応募されたけれども途中で2社が辞退されたということは、この落札した1社のみで、失格基準にないからそこにしたということかもしれませんが、競争性ということから言いますと、一般競争入札を導入している趣旨からして、1社しか対象がないということは、競争性を高めるために、やはりもう一度やり直すべきやったんやないか。そういう点については、審査会等は開かれて審議されたのかどうか、お願いします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島課長。

理事(西島楠博) ただいまのご質問にお答えします。

審査会はしていませんが、入札者が1社の場合の一般競争の取り扱いですが、行政実例、地方公共団体の契約実務ハンドブックで妥当とされております。

また、一般競争入札は、入札の資格を満たしている者であれば入札参加意

欲のある者は誰でも参加できるものであります。入札を実施するまでに正確な数はわからないのが実情です。しかし、公告により工事概要や入札参加を明らかにして、参加意欲のある者が入札に参加するものであることから、入札参加機会は確保され、1社であっても入札における競争性は確保されていると考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) これまで1社だけで一般競争入札を行ったという例はありますか。そういう例があったのかどうか、お尋ねします。

議長(村田忠文) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一) ただいまのご質問でございますが、数については把握しておりませんので、調べて報告させていただきます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 丸山議員。

9番(丸山久志) 今回、町営住宅の南団地1号棟ということでございますが、他の町営住宅の耐震についてはどのようになっているのか、お聞きいたします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島課長。

理事(西島楠博) ただいまの質問にお答えいたします。

ただいまの議案になっているのは南団地1号ですが、ことし25年については、北の3号棟の耐震補強工事を計画しております。なお、今回で4棟でございますが、残り2棟については平成26年度にやる計画を持っております。

以上です。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） ただいまの谷田議員のご質問でございますが、1社の応札というのは今回が初めてでございます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 反対の立場で討論します。

この工事は町営住宅の耐震補強ということで、非常に重要な工事で、一日も早く実施してほしいという思いはもちろん持っておりますけれども、この入札の経緯を聞きますと、一般競争入札でやっているという趣旨が生かされていないと思うわけです。しかも、1社しか応札がないということで、審議会等を開いて検討を十分された上でということであれば、まだどういう経過でということも聞けるけれども、そういう検討を深く十分にされたというふうに今の答弁ではとれませんでした。

よって、いろいろ疑問が残りますので、賛成できません。

議長（村田忠文） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで討論を終わります。

これより、議案第41号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手多数であります。よって、議案第41号は原案のと

おり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 4 2 号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(議案第 4 2 号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

1 1 番(谷田 操) 職員の全員に配布されているのか。これ、何台分なん  
でしょうか。それと、他の入札業者と入札額、落札率をお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本課長。

企画財政課長(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

今回購入を予定しています台数については 1 4 0 台でございます。

続きまして、落札の結果の関係ですけれども、今申し上げました株式会社  
三井田商事、応札額、税抜き額ですけれども 1, 0 6 5 万 7, 0 0 0 円、キ  
ステム株式会社京都支社、1, 0 7 3 万円、株式会社大塚商会京都支店、1,  
7 6 0 万円、キノンビクス株式会社京都営業所、1, 8 5 8 万 6, 0 0 0 円、  
株式会社小川電気商会は辞退でございます。

落札率につきましては 5 6. 4 %でございます。

以上です。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

1 1 番(谷田 操) 職員全員か。

議長(村田忠文) 職員全員かということは。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本課長。

企画財政課長(脇本和弘) 職員全員かというご質問ですけれども、一応予

備機を含めておりますけれども、職員全員。必要なところでは、職場によっては全員が必要ないところもございますので、そういうようなものを含め、予備機を含め140台ということでございます。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 落札率が非常に低いわけですが、低入札調査制度というのは、物品の購入にはないのかもしれませんが、調査の対象にしなかったのかどうかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本課長。

企画財政課長（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えします。

これは物品でございますので、最低はございません。ただ、私どもも業者と仮契約はしておりますけれども、どのような製品かということは聞いておりました。現在東芝製ということで、国内物でありますので、安心して使えるものだというふうに考えております。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第42号、財産取得について同意を求める件を採決いたします。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第43号、財産取得について同意を求める件を議題としま

す。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 小川学校教育課長。

学校教育課長(小川淳一)

(議案第43号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 井手小学校、多賀小学校、それぞれ何台なのか。

これを使う子供たちは何年生以上ということになっているのか。

それと、ほかの入札業者と入札額、落札率をお願いします。

それと、平成18年から今までという、かなりの時間がたっておりまして、パソコンの世界も日進月歩ですが、いまやタブレット型端末の時代、子供たちにはそういう時代ではないかなと思うんですけれども、そういうものではないのか、検討はされたのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 小川課長。

学校教育課長(小川淳一) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、パソコンの台数ですけれども、井手小学校27台、多賀小学校24台。

入札参加業者数は4社、キノンビクス株式会社京都営業所、キステム株式会社京都支社、株式会社ケーケーシー情報システム、株式会社小川電気商会。

入札額につきましては1,290万円、落札率につきましては67.80%。

タブレット型の端末機器につきましてはの検討ですけれども、各小学校のパソコン担当者にいろいろな意見を聞きましたけれども、今回につきましてはノートパソコンでの対応ということで決定をいたしました。

生徒の対象ですけれども、クラブ活動からこういったパソコン教室のパソコンを使っている使用をしておりますので、1年生から6年生まで使用しております。



以上でございます。

議長（村田忠文） 入札額、あと3社。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 小川課長。

学校教育課長（小川淳一） 他の入札額につきまして、キシステム株式会社京都支社につきましては1,520万円、株式会社ケーケーシー情報システムにつきましては1,745万円、株式会社小川電気商会につきましては1,800万円となっております。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第43号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第30号、井手町玉川の水質保全条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 宮崎産業環境課長。

産業環境課長（宮崎 光）

（議案第30号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件につきましては、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩します。2時10分より。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第11、議案第33号、平成25年度井手町一般会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘）

（議案第33号を朗読説明）

議長（村田忠文） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（主な事業の説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊議員。

10番（中坊 陽） 8ページの農林水産業費、鹿の捕獲事業になっていますが、これは鹿に限定されているんですけども、なぜ鹿に限定されているのか。

それと、農業振興費30万減額されていますけれども、年度途中なんですけれども、どういうことで減額されているのか。

それと、11ページの教育費。小・中学校とも理科教育設備施設整備になっていますけど、これは国からの補助金でやられますけど、何か教育内容が変わったのか、何か施設整備をされるのか。この使い道についてお聞きします。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 宮崎産業環境課長。

産業環境課長（宮崎 光） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

なぜ今回、鹿の捕獲事業だけが補助の対象になっているかということをございますけれども、このたび京都府全般におきまして鹿の被害が発生しているということをございまして、京都府の方で制度設計をされまして、2年間の限定ではございますけれども、鹿の捕獲について補助をするという形になっているものでございます。

もう1点、年度途中でありますけれども30万円の減額につきましては、もともこの30万につきましては、婦人研修センターの方の下水道の接続工事を予定しておりました。今回、下水道の接続工事を実施するに当たりまして、下水道とともにバリアフリーを実施するということで、和式のトイレから洋式のトイレに変更するバリアフリーの改修をすることに伴いまして、今回110万を補正させてもうたところでありましてけれども、当初公共下水道への接続として組んでおりました30万円を今回減額させてもらったものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 小川学校教育課長。

学校教育課長（小川淳一） ただいまの中坊議員のご質問にお答えいたします。

今回、補正予算に計上させていただきましたのは、国の補助金にかかわります理科教育設備の整備費補助金を活用いたしまして、理科教育にかかわります備品を整備するものでございます。

整備する内容の主なものといたしましては、顕微鏡、電流計、理科教材のDVDなどを整備する予定をしております。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 繰越明許費ですけれども、年度の途中で、3ページ、これ、道路新設改良予定やったものを繰り越すということなのか、どこの部分の費用なんですか。

それと、先ほどの婦人研修センターの工事ですけど、今の説明を聞いたら、では洋式便所に変えて、下水道に接続するのはことししないということなんですか。下水道に接続する費用を減額してしまったら、できないのではないかとこののと、それと11ページですが、片原山の林道災害復旧事業ですけど、位置図を見たら、今回、片原山だけでも4カ所も災害が起こっていて、その周りが通れない、通行できないですよね。国有林道とか通れないのに、この補正で上げた工事はすぐかかれるんですか。

それともう一つ、鹿の関係ですけど、有害鳥獣駆除ではなくて捕獲なわけですか。捕まえるということですか。それで、捕まえたら、捕まえた1頭につき幾らかの報奨費を出すということですか。どういう要項になっていますか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） それでは、谷田議員の繰越明許費のうち、どこの工事かというご質問につきましては、梅溪橋上部工工事でございます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 宮崎産業環境課長。

産業環境課長（宮崎 光） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの婦人研修センターの関係でございますけれども、当初、公共下水道に接続という形ございまして、修繕費で組んでおりました。それを、今回、改めて修繕費ではなくて工事請負費という形で110万を組ませてもらったことから、修繕費の30万を減額させてもらったものでございます。

それから、片原山林道の災害の関係でございます。これにつきましては、ことし6月19から20日にかけての豪雨によりまして災害が発生したものでございまして、その災害につきまして、国なり京都府との協議を整えまして予算が確定したことから、今回上げさせてもらったものでございます。

なお、今後、この間の災害によりましてどうなのかという形でございます

けれども、とりあえず今の状況ではその手前の方から、手前というのは大正池グリーンパークの北ゲートの方から入って、工事をやっていきたいと思っておるところでございます。

それから、鹿の捕獲の事業の関係でございますけれども、これにつきましては、狩猟によるものでございます。そして、これは1人当たり10頭までの捕獲に関しまして補助を出すというものでございまして、全て10頭が補助の対象になるわけではありまして、3頭までは補助の対象外でございまして、4頭目から10頭、つまり7頭につきまして補助をつけようというものでございます。1頭当たり4,000円で、例えば1人10頭を捕獲されれば2万8,000円の補助という形でございます。今回、井手町につきましては、20頭分を計上させていただいたところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 先ほどの繰り越しの関係でございますが、若干補足説明をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

本繰り越しにつきましては、先ほど申しました梅溪橋上部工工事であります。既に入札情報にて公表もしているところでございますが、発注計画ではもともと8月15日に一般競争入札の公告を行いまして、9月6日開札で進めていたところでございます。

入札事務を進めている中で、最終9月5日の日に入札の参加者がいないため、公示を中止という形になりました。

再度入札条件等を精査する中で、発注計画も立てているわけなんです。これからは桁製作などを行う構造物の繁忙期に入ることから、年度末までの完成ができないということで、今回繰越明許費を提案させていただきまして、年度を越えた発注にしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 宮崎産業環境課長。

産業環境課長(宮崎 光) 先ほどの公共下水道に今回は接続しないのかというご質問でありますけれども、今回のバリアフリーの工事とあわせて、公

共下水道に接続する工事も実施するものでございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岩田議員。

5番（岩田 剛） 今回のこの補正の中で、今話がありました片原山林道の災害復旧工事が上がっておりますけれども、先日の台風18号の被害を新聞紙上等で見ておりましても、大変広範囲の中で、役場の庁舎が水没して仕事にならん、大変な被害に遭うたというような話があちこちで出ております。

私、前から非常に危惧をしておるんですけれども、今の井手町の庁舎、非常に水防に関しては弱い状態といいますか、玉川、木津川に挟まれまして、非常に低いところに庁舎が建っておる。しかも、非常に場所的にも制約があって、増築もできない、ロビーの改装もままならんというふうな状態の中で、来庁される住民の方々に非常に不便を与えておる。しかも、災害が発生しますと、災害対策本部の置かれている庁舎が水浸しというふうな状態になることが予想されます。

何十年に1回の災害であっても、やはりこういう時期でありますので、何とか思い切って庁舎をどこかいい場所に移転できへんかなと、そういう考えは町の方にはないのかなというふうに思いまして、この際、何年かの計画でもって、庁舎の移転、新築を考えていただけたら非常にありがたいなというように思いますので、その辺のご見解、もしありましたらお聞かせ願いたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 今、岩田議員さんからのご質問でございます。

数十年での1回の特別警報が出るぐらい、いつ何時想定外の災害が起きるかもわからない状況が近年続いております。今ご質問のありました役場庁舎につきましても、防災拠点ということで耐震補強は終わっておりますが、国交省のハザードマップを以前見ますと、木津川が決壊した場合、5メートルの水が流れ出て、役場1階部分は全て水没するということから、大変懸念をしておるのは事実でございます。

また、木津川の堤防は、木津川の河川の中の砂を使って、堤防が堤体としてされているということから、水害時に大変弱いのではないかということも

近年言われておるわけで、大変心配をして、防災拠点としてありようはいか  
がなものであるかというご質問でございます。この際、庁舎の建てかえも新築も視  
野に入れて検討する考えはないのかというご質問でございます。

今おっしゃったとおりの状況を十分頭に置きまして、今後、十分時間もか  
けながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

1 1 番（谷田 操） 梅溪橋の件ですけど、それは非常に困るなと思うわけ  
です。梅溪橋の改修は下部工に1年、上部工に1年ということで、非常に近  
隣の方にはご迷惑をかけるけれども、2年たてばできるからということで、  
ご不自由を忍んでもらっているところがあるわけです。でかでかと平成26  
年3月完成みたいなのが梅溪橋のところに張ってあるわけでしょう。書いて  
あるんですよ。それにもうこの時点で、これから繁忙期に入って参加者難し  
いとか言われても、もう諦めるんですか。何とかならんのでしょうか。でき  
るだけ早く完成させてもらわないと、非常に不自由です。

歩行者の通行路だけでもつくってほしいということを工事が最初提案され  
たときに言いましたけど、いやそれはしませんと、2年でやりますと。その  
かわり、教習所の方から24号線に出るような道とか、庵樹さんのところの  
前から府道バイパスへも出れるようにしますということだったんですけど、  
庵樹さんの前から府道へ出るというのは、やっぱりあそこは交差点の中です  
から、出るのは危ないですわ。あんなところ、どんどん通ってくださいと言  
えへんですよ。教習所の方へ出るにしても、教習所へ来られる方の車がずっ  
と駐車されてるし、そこはがたがたしてるし狭いし、危険やし、これは、す  
ぐに簡単に諦めないで、何とか早期に完成できるようにできませんか。

先ほど審議のあった契約変更の理由のところもよくわからへんかったん  
ですけど、完成に伴う変更と言わはったと思うんですが、何で下部工事  
も変更が必要やったんかというのもよくわからなかったの、それもあわせて説明  
をしていただきたいんですが。早期完成に努力してほしいと思います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） ただいまのご質問でございますが、私どもも一日も早く

完成させたいという気持ちは一緒でございます。ただ、応札者がいなかったという現実と、あと、一日も早く再度発注をしまして、現場の方に着手してもらおうという努力を最大限行いたいということで、この時期に繰越明許費のお願いをしているところです。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 早急にというのが、出水期には橋の工事はなかなかできへんやと思うんですけども、見通しとしたら、工期を考えるといつごろできそうやということになりますか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 私どもも発注を再度するに当たりまして、実際のメーカーとの問い合わせ等も行っております。橋の土台の製作に8カ月、橋をかけるのに2カ月ほどで、10カ月が最大であるというふうに考えておりますので、一日も早く完成に努めたいというふうに考えております。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第33号、平成25年度井手町一般会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり決定されました。

次に、日程第12、議案第34号、平成25年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。



(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 加賀山保健医療課長。

理事(加賀山睦)

(議案第34号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第34号、平成25年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第35号、平成25年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長(花木秀章)

(議案第35号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第35号、平成25年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第36号、平成25年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第36号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 6ページの公課費の中身のご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松山課長。

理事(松山正伸) ただいまのご質問です。過年度に確定申告をいたしました消費税につきまして、過少であることが判明いたしましたので、修正申告に必要な額を計上したところでございます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 一応こちらで計算して申告してるわけですよね。税務署と見解が違うということかと思いますが、どういう指摘を受けられたんで

すか。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 松山課長。

理事 (松山正伸) 税務署の方からの指摘ではございませんで、本年度の確定申告の計算作業中に、過年度分、23年、22年度分の申告内容について過少であったということが判明したので、こちらから修正申告をする用意で、現在、宇治税務署に修正内容の確認作業を依頼しているところでございます。訂正等がなければ、速やかに書類を提出したいということで考えているところでございます。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 谷田議員。

11番 (谷田 操) なぜそういう過少な見積もりになったのか。税務署から指摘されてないで、こちらでわかったということですね。何かコンピュータのシステムの間違いとかですね。原因はわかっているんですか。

(挙手する者あり)

議長 (村田忠文) 松山課長。

理事 (松山正伸) ただいまの原因についてでございます。下水道事業の消費税の計算につきましては、特定収入といたしまして、要は使用料、あるいは事業を行っているときに国庫補助金、それから大部分を占めます一般会計からの繰入金でございますけども、この一般会計からの繰入金に対します公債費の元金が、課税仕入割合というのを算出しなければいけないということになっておりまして、この算出過程で、考え方のとり間違えがございまして、過少な、小さい数字、割合ということになりまして、自動計算でやっておりますもので、そのまま消費税の納税額が過少となったという経緯でございます。

現在、チェック機能の再点検を行っておる最中でございまして、今後このようなことのないように、また税務相談等の活用をしながら、再発防止に努めたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長 (村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (村田忠文) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第36号、平成25年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は9月30日午前10時から会議を開きます。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後 2時50分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

副 議 長 岡 田 久 雄

署名議員 岩 田 剛

署名議員 古 川 昭 義